

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月2日付けで再審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人らの亡家族は、平成21年4月1日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、機器のデータの収集、分析及び考察、機器の故障検知システムの開発・企画業務等に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、自宅で死亡した。死体検案書には、直接死因「縊頸による窒息（短時間）」、死因の種類「窒息」と記載されている。請求人らによると、被災者は、仕事内容・仕事量の大きな変化、取引先からのクレーム等、業務上のストレスにより精神障害を発病し自殺したという。
- 3 本件は、請求人らが、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人らは、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人ら
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由に説示するとおり、被災者は、遅くとも平成29年1月頃には、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分(感情)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

なお、請求人らは、被災者は死亡前日である同年〇月〇日頃にうつ病等の精神障害を発病したと主張するが、請求人らが、陳述書において、「平成28年12月末から平成29年1月初めにかけて被災者が帰省したとき、①室内でパソコンや携帯電話をいじるだけで、ほとんど外出しなかった、②被災者の家族に対し、最近眠りが浅い、と眠そうに答えていた、③朝夕の挨拶だけで他はほとんど会話がなかった、④平成28年8月に帰省したときに比べると、頬や手首が細くなっているような気がした。」旨を述べていることから、被災者は、同年12月下旬頃には睡眠障害、意欲障害、食欲不振等の症状が出現していたと認められること、また、被災者の家族は、陳述書において、「被災者の死亡後、被災者のマンションを訪れたところ、冷蔵庫の中には年末頃に賞味期限が来ていた食品が残っていただけで、被災者が普段からため込んでいたレシートの山には、平成29年1月頃に食品を購入したレシートがほとんど含まれていなかったことから、被災者は、同月頃には食欲が低下してきちんと食事を取っていなかった可能性が高い。」旨を述べていることから、被災者は同月頃に食欲不振の症状を来していたと考えられることなどを総合的に勘案すれば、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会の発病時期の判断は妥当であり、本件疾病の発病日は遅くとも平成29年1月頃と認められ、発病日が被災者の死亡前日の同月〇日頃であると限定する請求人らの主張は、採用することができない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人らは、次のとおり心理的負荷の評価の対象となる出来事について主張するので、以下検討する。

ア 被災者の労働時間に関する主張について

被災者の始業時刻についてみると、Cは、「被災者は私が出勤する午前8時より少し前に出勤していたが、出勤後、朝食をとり、スマホをいじり、実際に仕事を始めるのは午前8時30分からであった。」旨を述べ、Dも、「被災者は、午前8時頃に出社していたが、始業時間の午前8時30分までは、喫煙するなどしていた。」旨を述べているので、被災者の始業時刻は、請求人らの主張するような、本件入退室記録に記録された時刻ではなく、所定の始業時刻である午前8時30分とするのが相当である。

被災者の終業時刻については、請求人らが労働時間算定の基礎とすべきであると主張する本件入退室記録に記録された各日の最終時刻（2階のゲートに社員証をかざしてゲートを通過した時刻）は、監督署長が労働時間の算定の基礎とした本件勤務表に記録された時刻の数分後となっている日がほとんどであるところ、被災者の勤務場所である28階の事務室内側にある出退勤管理用のIDリーダーに社員証をかざして本件勤務表に退出時刻を記録して事務室を出た後、エレベーターで2階の入退館用ゲートのIDリーダーに社員証をかざして本件入退出記録に退出時刻を記録して会社ビルを出るまでの間に数分かかるとい位置関係や時間経過に鑑みれば、被災者の終業時刻は、本件入退室記録に記録された時間ではなく、本件勤務表に記録された時刻とするのが相当である。

なお、出張日については、Cが、「出張先では、所定労働時間の範囲内若しくは取引先の労働時間の範囲内で用務を行うものであるので所定労働時間どおりの労働時間である。」旨を述べており、同申述等を踏まえて、出張日の労働時間は、原則として所定労働時間どおりであったとするのが相当である。なお、本件出張記録は、出張経費精算を目的とした記録であり、移動時間を含めた出張時間の記録がされているものであるから、これに基づいて労働時間を算定することはできない。

休憩時間については、会社関係者の申述から、日中は1時間取得し、終業時刻が午後8時以降の場合は午後5時30分から30分休憩したことが認められる。

以上を踏まえれば、被災者の時間外労働時間数については、監督署長の算定した時間外労働時間数を採用すべきである。

イ 仕事内容・仕事量の（大きな）変化による心理的負荷について

仕事量の変化については、被災者は、発病前6か月目において時間外労働時間数が12時間13分であったものが、発病前5か月目においては67時間5分となり、この時期において、時間外労働時間数がおおむね20時間以上増加し、1月当たりおおむね45時間以上となったことが認められる。

仕事の内容については、Cが、「被災者の携わっていた業務は、被災者が携わってきた開発やフィールド試験を実地で実施するというような粛々と進めてさえいればよい従前のものから、数値化、定量化できない抽象的な目標を設定し、その目標に基づいて製品を開発し、利益を上げるという流れで行う企画の業務へと変わり、従前のように自分の手を動かしていればよいというものではなくなって、人を動かしたり、その過程でスケジュール調整したりしなくてはならないものとなり、被災者はそういう仕事が苦手で戸惑いがあったと思う。しかし、同業務の重要なプロセスの一つである中間報告の作成一つみても、取引先から、すぐにでも成果を出すように強く求められていたような状況ではないが、多少のプレッシャーは感じる程度であった。」旨を述べている。この申述からは、被災者は、仕事内容の変化が容易に対応できるものであったということとはできないが、過去に経験したことがない業務に変更となって、常時緊張を強いられる状態になったとまではいえない。

被災者に生じた上記の出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

ウ 取引先からのクレームに関する主張について

会社は、平成28年4月から平成31年3月までの3年間、取引先が維持・管理を請け負っているEに設置された機器の故障の予兆を検知するシステ

ムを開発するためのデータの収集、分析及び考察を行う契約を取引先と締結し、平成28年10月頃及び平成29年3月頃に、収集データの分析等の考察した結果を取引先に報告することとなっていたが、同報告が遅れ、被災者は、平成28年11月頃、取引先の責任者であるFから、「いつになったら報告日が決まるのか。自分に報告がないが、どうなっているのか。」等と叱責されたことが認められる。この点について、Cは、「被災者は、Fに叱責されたという話を、怒られちゃいました、と普通に話していて、ひどく落ち込んでいるようには見えなかった。被災者がFに叱責されたのは私の知る限りその1回だけである。」旨を述べていること、被災者がFから複数回にわたり厳しく叱責されたことを裏付けるに足りる客観的な資料はないこと、同叱責は取引先からのクレームではあったが、特に早急な対応を求められるものではなく、取引関係や業務内容・業務量に大きな変化はなかったことなどに照らせば、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた。」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめた同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 連続勤務に関する主張について

監督署長の作成した労働時間集計表によれば、2週間以上の連続勤務の事実は認められない。なお、起算日を平成29年1月23日とするなどして算定した請求人らの作成した労働時間集計表をみても、被災者が、同月16日から同月23日まで連続8日間の連続勤務をしたことは認められるものの、連続勤務の期間は2週間(12日)に達しないから、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)には当たらず、出来事として心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

オ その他の主張について

その他、請求人らは、大きな説明会や公式の場での発表を強いられたこと、達成困難なノルマが課されたこと、ノルマが達成できなかったことなどを主張するが、一件資料を精査しても、請求人らの主張する上記の出来事があったことを裏付けるに足りる客観的な資料はなく、これらの主張は採用することができない。

(4) 以上に検討したところによれば、請求人らが主張する業務による心理的負荷

をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つであるから、被災者に生じた出来事の心理的負荷の全体評価は「中」というべきであり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人らの本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年2月28日